

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 7 年 10 月 9 日

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所
所 長 土田 百合子

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、当事業所が予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1) 参考見積書は作業項目毎に必要な技術者、資機材の員数等を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は別紙見積様式のとおりとして下さい。
- (2) 提出期間 令和 7 年 10 月 9 日(木)から令和 7 年 10 月 24 日(金)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出場所
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 所長 土田 百合子 宛
【担当】調査設計課 本村 太志
〒282-0011 千葉県成田市三里塚字御料牧場 1-2
臨空開発第 1 センタービル 8 階
TEL 0476-33-1036 FAX 0476-33-1039
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又は F A X（社印があること）により提出するものとします。なお、参考見積書の件名は「高谷川水管橋耐震設計業務」として下さい。

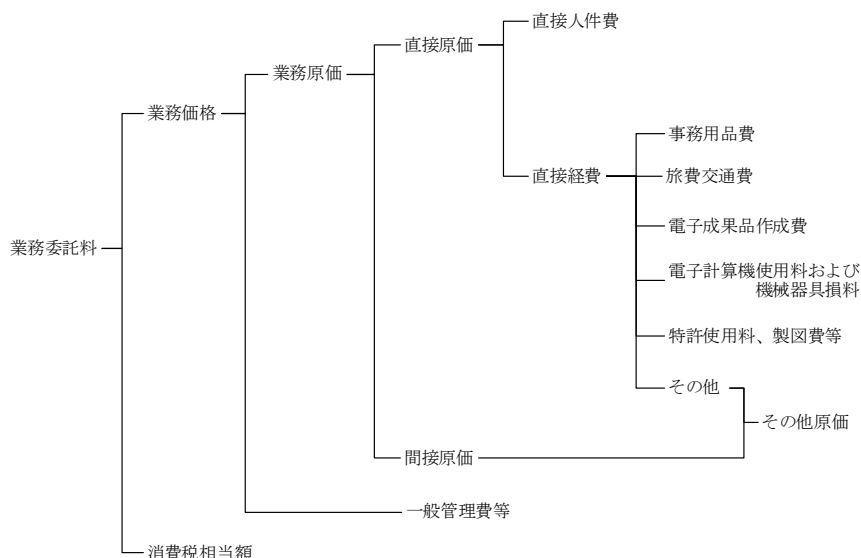
4. 参考見積内容

- (1) 基本条件
 - ① 見積もりする員数は、単位数量当たりとし、数量の増減に伴う補正及び複数検討する場合の複合補正が必要な場合は、その補正方法を記載するものとします。
 - ② 見積項目は次の示す区分別に「(3) 作業項目、作業内容」毎に作成するものとします。
 - ③ 参考見積書の有効期間は令和 8 年 3 月 31 日までとします。
 - ④ 参考見積書の提出年月日を記入するものとします。
- (2) 対象施設
別紙のとおりとします。
- (3) 作業項目、作業内容
別紙のとおりとします。
- (4) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲
 - ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

- ② 歩掛参考見積の徴取範囲は基準書で定義されている直接原価又は直接調査費のうち、上記
 (3)「作業項目、作業内容」を実施する為に必要な技術者の員数を募集します。

(参考) 積算体系

設計業務等積算基準を適用する場合は、下記の構成によるものとします。



(5) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和 7 年 10 月 9 日（木）から令和 7 年 10 月 15 日（水）まで
 持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 提出場所：3. (3)に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和 7 年 10 月 17 日（金）から令和 7 年 10 月 24 日（金）まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この歩掛参考見積を御提出頂いたことで業務等の指名、若しくは競争参加資格をお約束するものではありません。